

重要事項説明書

<令和7年7月1日現在>

利用者：様

1 当事業者(法人)の概要

事業者(法人)の名称	株式会社 返仁会(カブシキガイシャ トウジンカイ)
代 表 者	代表取締役 山田 恭平
所 在 地	住所 東京都国分寺市西恋ヶ窪 1-43-3-105
連 絡 先	電話 042-201-7953
設立年月日	令和7年7月1日

2 サービスを提供する事業所の概要

事業所名	猫の手訪問看護ステーション
所 在 地	東京都国分寺市西恋ヶ窪 1-43-3-105
連 絡 先	電話 042-201-7953 FAX042-203-2888
管 理 者 名	松元 美由紀
サービス種類	訪問看護・予防訪問看護
事業所番号(介護/医療)	1 3 6 3 1 9 0 2 0 6 / 7 4 9 6 0 5 2
サービス提供地域	国分寺市 小平市 府中市 国立市 小金井市

3 営業時間

平 日	午前9:00 ~ 午後5:00
定休日	土曜日 日曜日 祝日 年末年始

4 職員体制

従業者の職種	職務内容	常勤	非常勤	計
管理者(看護師)	管理者は、主治医の指示に基づき適切な訪問看護が行われるよう必要な管理及び従業員の管理を一元的に行うとともに、事業所職員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う	1名	0名	1名
看護師	看護師は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を行う	3名	3名	6名
理学療法士	訪問看護(在宅におけるリハビリテーション)を担当する	2名	3名	5名
作業療法士		1名	0名	1名
事務員	請求業務・他	2名	0名	2名

5 事業の目的・運営方針

(1)目的

利用者に対し、訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者が、より自立した日常生活を営むことができるように、支援することを目的にサービスを提供します。

(2)運営方針

- ① 利用者の心身状態に応じた適切な訪問看護のサービスを24時間体制で提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。
- ② 利用者の心身の状況、環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切なサービスが提供されるよう配慮して行います。
- ③ 事業を行うにあたっては、利用者の所在する市区町村、地域包括支援センター、他の居住介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

6 提供するサービスの内容

1	病状、全身状態の観察	7	認知症患者の看護
2	清拭、洗髪等による清潔の保持	8	療養生活や介護方法の指導
3	食事及び排泄等日常生活の援助	9	カテーテル等医療機器の管理
4	褥瘡の予防、処置	10	その他医師の指示による医療処置
5	リハビリテーション	11	家族や介護者の支援
6	ターミナルケア	12	介護予防訪問看護

※リハビリテーションを中心とした訪問サービスでは、看護師の代わりに理学療法士・作業療法士等が訪問します。その場合でも、看護師の訪問は月1回、利用者の状態の変化にあわせて、少なくとも3か月に1回訪問し、利用者の適切な評価を行います。

7 サービスの利用方法

お申込みいただき、医師からの訪問看護指示書を受け取った後に、当該事業所の職員が伺います。その際、契約を締結しサービスの提供を開始します。

8 利用料金

(1)介護保険及び医療保険、給付対象外サービス（別紙参照）

(2)交通費

3km圏内は交通費は頂きませんが、3km圏外の地域は車での訪問になる場合があります。その場合1km毎に100円（片道×2）頂きます。また、バスや電車などの公共交通機関での訪問の場合はかかった交通費を徴取させて頂く場合があります。

(3)利用料金などのお支払い方法

- ① 毎月月締めとし、口座引落しをお願いいたします。また、弊社への銀行口座・郵便局口座への振り込みでもお支払いが可能です。その場合の振込手数料は、お客様負担になります。（別紙参照）
- ② 申し込みが初回の引落しに間に合わない場合は、引き落としの手配が完了するまでは、現金又は振込にてお願いする場合があります。
- ③ 領収書及び明細書は、入金確認後に発行いたします。なお、再発行はいたしませんので大切に保管してください。

9 キャンセルについて

訪問看護をキャンセルされる場合は、前日の17時までにご連絡ください。

キャンセル期限までにご連絡いただけない場合は、キャンセル料2,000円が発生します。
ただし、体調不良による緊急受診・入院の場合はこの限りではありません。

10 サービス利用に関する注意事項

(1) サービス利用にあたっての禁止事項について

利用者は、事業者並びに事業所職員に対して以下の行為を行いません。

- ① 事業所職員に対して行う暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用時の職員の写真や動画を無断で撮影し、職員の音声を無断で録音すること。
また、それらを無断でインターネットやSNS上に掲載すること。
- ④ 対象範囲外のサービスの強要。
- ⑤ 上記以外の社会通念上の逸脱行為。

(2) 自然災害、感染症まん延等、訪問看護サービスの提供の安全な実施に重大な支障が生じる恐れのある場合は、利用者等に連絡を取り、必要に応じて訪問看護サービスの提供を延期、又は中止する場合があります。

(3) 個人的な金品の受け取り、預かりなどはトラブルに成りかねない為、差し控えさせていただきます。(利用料金の現金回収はこれに当てはまりません)

11 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・主治医・居宅介護支援事業者・市区町村等に対して報告を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、その責任の範囲内において、損害賠償を速やかに行います。事業所は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保 険 名	日本訪問看護財団 あんしん総合保険制度

12 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に利用者に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせによる主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病 院 名	
	主治医氏名	医師
	連 絡 先	
ご家族	氏 名	
	連 絡 先	

13 サービスの終了・契約の解除

(1) 利用者のご都合でサービスを終了する場合、サービスの終了を希望する日の2週間前までにお申し出ください。ただし、利用者の病変・急な入院など、やむを得ない場合は、予告期間が2週間以内の通知でもこの契約の解約ができます。

(2) 自動終了（以下に該当する場合、自動的にサービスが終了いたします。）

- ① 介護保険給付サービスを受けていた利用者の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合。

※非該当（自立）と認定された場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ② 利用者が亡くなられた場合。
- (3) 当事業者の都合や、やむを得ない事情によりサービスを終了する場合は、終了日の1か月前までにお伝えいたします。
- (4) 次の事由に該当した場合、事業者は直ちにこの契約を解除できます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払いが2ヵ月以上遅延し、料金を支払うように勧告したにも関わらず14日以内に支払われない場合。
 - ② 利用者またはその家族などが、事業者やサービス提供の職員に対して、この契約を継続し難いほどの迷惑行為・背信行為を行った場合。

14 身体的拘束等の適正化のための措置

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため、緊急ややむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。身体的拘束等を行う場合には、その態様、時間、利用者の心身の状況、緊急ややむを得ない理由を記録します。

15 虐待防止に関する事項

事業者は利用者の人権擁護、尊厳の保持が達成されるよう、虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応等を推進するため、次に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業所職員又は擁護者(現に擁護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを区市町村に通報します。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- (4) 虐待防止に関する指針を策定し、掲示等の方法により内外に周知します。
- (5) 虐待防止に関する責任者を選定及び設置しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 松元 美由紀
-------------	------------

16 感染症の予防及びまん延の防止

事業所において感染症の発生、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

17 事業継続に向けた取り組みについて

事業者は、感染症や非常災害の発生時においてご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 事業所職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 秘密の保持及び個人情報の保護

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族等に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。

- ③ この秘密を保持する義務は、契約が終了した後、及び事業者の使用する者の退職後も継続します。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者及びその家族等から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者及びその家族等の個人情報を用いません。
- ② 事業者は、利用者及びその家族等に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏えいを防止するものとします。
- ③ 事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、当該個人情報について利用者又はその家族等から追加又は削除を求められた場合は、事業者の規定に従い、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)

19 訪問看護に関する相談・苦情

苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら、事実関係の特定を慎重に行います。把握した内容をもとに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは対応方法を含めた結果報告を行います。

(1) 苦情相談窓口

猫の手訪問看護ステーション 管理者 松元 美由紀	TEL : 042-201-7953 FAX : 042-203-2888
-----------------------------	--

(2) 下記の市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口当等へ苦情を伝えることができます。

国分寺市 介護保険課	TEL : 042-325-0111
小平市 介護保険課	TEL : 042-341-1211
府中市 介護保険課	TEL : 042-335-4031
国立市 介護保険課	TEL : 042-576-2111
小金井市 介護保険課	TEL : 042-383-1111
東京都国民健康保険団体連合会	TEL : 03-6238-0177

20 反社会的勢力の排除

(1) 事業者は、自ら及びその役員、並びに事業所の管理者その他の従業者が次に定める者または団体（以下、「反社会的勢力」という。）に該当しないことを表明し、保証します。

（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等政治活動、社会運動等標ぼう、特殊知能暴力集団等、反社会的勢力共生者）

(2) 事業者は、その運営について暴力団員の支配を受けておりません。

21 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無 なし

22 「介護サービス情報の公表」制度について

下記の第3者のホームページから情報をご確認できます。

・厚生労働省 介護事業所・生活関連情報検索 <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/>

訪問看護サービス利用について、ご利用者に対して、重要事項の説明を行いました。

【事業者】住　　所：東京都国分寺市西恋ヶ窪 1-43-3-105

会　社　名：株式会社 返仁会

代　表　者：山田 恭平　　㊞

【事業所】住　　所：東京都国分寺市西恋ヶ窪 1-43-3-105

事業所名：猫の手訪問看護ステーション

管　理　者：松元 美由紀

(指定番号 1363190206/7496052)

説　明　者：_____㊞

重要事項説明書の内容について説明を受け、了承しました。

令和　　年　　月　　日

【利　用　者】住　　所_____

氏　　名_____㊞

【代　理　人】住　　所_____

氏　　名_____（続柄　　）㊞